（令和５年第2回教育委員会定例会決定）
（令和５年第3回教育委員会定例会修正）

東久留米市第２次教育振興基本計画　令和５年度事業計画

施策の柱　　※本事業は令和５年度予算に基づくものであるため変更する場合があります。

基本施策	
具体的施策 施 策 内 容	【　】内は所管課/ｱﾐ掛けの〔　〕内は５年度の特に重点的な取り組み

Ⅰ　人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～

１　個性を認め合う教育の推進

（１）人権尊重教育の充実

①人権教育の推進【指導室】

◎教員の人権感覚を高めるため、人権教育推進委員を対象とし、外部講師を招いて研修会を実施します。また、人権課題に係る施設等において視察及び研修を行います。

〔各校１名以上の教職員が研修会に参加し、校内での還元研修を実施した学校の割合100%〕

◎一人ひとりの個性を尊重するため、全校で「人権教育全体計画」を示し、「年間指導計画」を作成します。また、子どもたちが人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚を身に付けるために、人権尊重推進月間（さわやか月間）の取り組みを全校で実施します。

〔教育課程における各教科等の年間指導計画に人権教育の取り組みを各学期1回以上位置付け、実施した学校の割合100%〕

②自己肯定感・自己有用感の醸成【指導室】

◎家庭や地域、関係機関・団体が連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることができるよう学校を公開し、学習成果や表現活動を発表する機会を設定します。

〔子どもたちが成功体験を味わう視点を取り入れた学校公開や連合行事、校内発表会等を3回以上実施した学校の割合 100%〕

◎児童・生徒の「自己肯定感」「自己有用感」の育成を図るために、よい点や可能性を見付ける活動として、連合作品展、連合写真展、連合音楽会（小学校）、生徒会サミット（中学校）の機会を活用します

〔教育課程に位置付けた子どもたちの主体性を高める取り組みにより、自己肯定感の醸成が図られたと感じた児童･生徒の割合80%以上〕

（２）不登校問題への対応

①教育相談体制の充実【指導室】

◎不登校の児童･生徒と学校につなぐため、タブレット端末の活用を推進します。

〔不登校の児童・生徒及びその保護者に対して、家庭でもタブレット端末を活用できることについての周知〕

◎不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を進めるため、個別支援シートを保護者と共有し、活用します。

〔作成した個別支援シートを保護者と共有し、子どもへの具体的な支援策を明確化した学校の割合１００%〕

◎スクールカウンセラーによる小学校５年生、中学校１年生全員の面接を実施します。

〔小学校５年生、中学校１年生全員の面接を行い、悩みや不安を抱えている子どもへ具体的な支援を実施した学校の割合１００％〕

◎相談しやすい環境を整え、子どもたち自身の困り感に応じた教育相談体制があることを周知します。

〔スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを活用した子どものうち、困り感の解消または軽減を図れた割合６０％以上〕

〔国・都・市の教育相談先を全ての子どもへ配布〕

〔子どもが誰に相談してもよいことを各校において教職員で共通理解するとともに、学校だより等の配布により教育相談先を周知〕

◎居場所づくりの一つとして、教科等の学習だけでなく、体験学習も充実した学習適応教室を紹介します。

〔不登校の子どものうち、学習適応教室において自立の支援・指導を受けることで学習習慣づくりや学校復帰できた割合１０％以上〕

２　規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進

（１）道徳教育の充実

①規範意識と豊かな人間関係を育む教育【指導室】

◎道徳教育の充実に向け、道徳教育全体計画で重点を示し、年間指導計画に反映します。また、道徳科の授業以外の教育活動における道徳教育の指導の内容及び時期を別葉に示し、道徳教育を道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行っていることを明確にします。

〔全体計画で示した重点目標について、年間指導計画に照らし合わせて学期1回の点検を実施した学校の割合100％〕

〔道徳的実践力の育成を図るために別葉を活用した学校の割合100％〕

◎保護者・地域・関係諸機関と連携し、社会や家庭、学校でのルールを守ることの大切さを教え、必要に応じて毅然とした生活指導を進め、規範意識の醸成を図ります。

〔保護者や地域の方々が参加するセーフティ教室、道徳授業地区公開講座等を実施した学校の割合80％以上〕

〔情報モラル教育の充実及び学校SNSルールの策定を実施した学校の割合100％〕

３　いじめ問題への対応

（１）いじめ問題への対応

①いじめ防止対策推進基本方針に基づいた取り組みの推進【指導室】

◎全ての小・中学校においていじめアンケートを実施し、児童・生徒の現状を把握します。いじめの未然防止、早期発見・早期対応やいじめの適正な把握に向けた校内研修を実施するとともに、いじめの解消率の維持に努めます。

◎生活指導主任研修、小中連携の日等において、いじめの定義や各学校の実態、いじめの解消に向けた取り組み等について協議する場を設定し、教職員のいじめに対する意識の醸成を図ります。

〔いじめに関する校内研修及び年間3回のいじめに関する授業を実施した学校の割合100％▼いじめ解消率90％以上に到達した学校の割合100％〕

◎全ての小・中学校において、いじめ問題に対する子どもたちの主体的な取り組みを積極的に支援します。

〔学校いじめ対策基本方針を策定し、学校ホームページに掲載〕

4　生涯にわたって育む健やかな体づくり

（１）体育・健康に関する教育の充実

①体力向上に関する指導の充実【指導室】

◎目標を定めて、体力づくりや基礎体力及び運動能力の向上を図る指導方法の工夫を進めます。

〔体力調査の分析結果を伝えるとともに、教育課程に具体的な体力向上の取り組みを位置付ける▼オリンピック・パラリンピック教育の精神を生かした学校2020レガシーを構築し、学校独自の取り組みを実施した学校の割合100%〕

②学校における食育の推進と学校給食の充実【学務課】

◎学校給食への地場産農産物の活用を引き続き図ります。

〔学校給食で使用する地場産農産物の割合（金額ベース）について、現状値（令和元年度）を維持〕

◎スクールランチ方式で行っている中学校給食の内容の充実を目的として、温かい献立の提供について調査研究します。

〔温かい献立の提供方法について安全面・衛生面・費用面等を検証し、実施方法を検討〕

③心身の健康の保持増進に関する指導の充実【指導室・学務課】

◎がん教育や薬物乱用防止教室、禁煙キャラバン、食育、ＳＯＳの出し方に関する教育など、子どもたちの実態や発達段階に応じて、心身の健康の保持増進に関する指導の工夫を進めます。

〔「がん教育」「薬物乱用防止教室」「禁煙キャラバン」「食育」「SOSの出し方教育」を実施した学校の割合100%〕

◎健康相談・保健指導を重視して、養護教諭を中心に感染症対策事例や健康相談事例を共有し、指導の充実に努めます。

〔学校保健部会を年 10 回以上開催（書面開催含む）〕

Ⅱ　確かな学力の育成～学力向上

1　確かな学力の育成

（１）知識及び技能の確実な習得

①各種学力調査の活用【指導室】

◎国や東京都、本市独自の学力調査の結果分析等により、各学校の学習指導の成果と課題を明確にして授業改善推進プランを作成し、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得できる授業への改善を図ります。分布や伸び率等について、指導室においては市全体の結果を、学校においては自校の結果を公表します。

〔学力調査の市全体の結果分析をホームページにて毎年度公表▼授業改善推進プランの下、授業改善を実施した学校の割合100%〕

②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上【指導室】

◎「東久留米スタンダード」に則して児童・生徒にとって楽しい授業、分かりやすい授業、基礎・基本が身に付く授業を行うとともに、家庭学習が充実するよう学校ごとに工夫を行います。

◎習熟度別指導等により、反復学習や前の学年までの内容に立ち戻っての基礎・基本の学習を徹底します。

◎学力パワーアップサポーターを活用し、基礎学力の補充の機会を充実させ、あきらめずに問題に取り組む姿勢を育てます。

〔全国学力･学習状況調査において、授業がよく分かると肯定的な回答をした児童･生徒の割合80％以上〕
◎小学校における理科教育について、知的活動の基盤となる知的好奇心を刺激する取り組みを行い推進します。
〔科学実験教室を開催した小学校の割合100％▼都の小学生科学展に4作品以上応募した学校の割合100％〕

（２）思考力・判断力・表現力の育成

①ＩＣＴ機器活用等による多様な指導方法の工夫【指導室】
◎ＩＣＴ活用推進リーダー研修を年間３回開催し、各校のＩＣＴ教育を支援します。
〔ICT活用推進リーダーによる校内還元研修を３回以上実施した学校の割合100％〕
◎ＩＣＴ機器を活用し、一人ひとりの子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」など、多様な指導方法の工夫を進めます。
〔教育課程にICT機器活用計画を位置付ける〕
〔教育の情報化の調査において、ICT機器活用の肯定的な回答をした学校の割合80％以上〕

②深い理解を伴う知識の習得の実現【指導室】
◎教科等横断的な視野をもち、全ての教科等の指導を通して学習の基盤となる資質・能力や「自分の考えをまとめ、的確に書き表す能力」の育成に重点的に取り組みます。
〔全国学力･学習状況調査及び市の学力調査の観点別結果について、全国平均と同程度の結果であった学校の割合60％以上〕

③小中連携による系統的な指導の推進【指導室】
◎小・中学校の教員が学習指導面及び生活指導面での情報を共有する場を設け、相互の連携を強化します。
〔教育課程に小中連携に関連した取り組みを3回以上位置付ける〕

（３）主体的に学習に取り組む態度の育成

①家庭学習の積極的な展開【指導室】
◎家庭学習の習慣化を図るため、家庭学習をどのように促しているか、学校間で共有します。
◎必要に応じてタブレット端末を家庭でも活用して、様々な家庭学習を取り組めるように努めます。
〔副校長会で家庭学習について全副校長間で情報共有〕
〔全国学力･全国学習状況調査において、家で自分で計画を立てて勉強していると肯定的な回答をした児童･生徒の割合70％以上〕

②学校図書館の活用と充実【指導室】
◎より魅力的な学校図書館づくりに向け、全小･中学校に学校司書を配置します。
〔学校図書館及びタブレット端末を活用した調べ学習を行い、調べ学習発表会（仮称）に応募した学校の割合１００％〕
◎「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、不読者層の解消に向けた取り組みを全校で推進します。
〔「東久留米の道標（推薦図書）」リストの作成・配布により読書に対する興味・

関心を育成し、全国学力・学習状況調査において、読書が好きと肯定的な回答をした児童・生徒の割合７０％以上〕

２　日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成

（１）グローバルに活躍できる人材の育成

①伝統と文化の理解の促進【指導室】

◎日本の伝統と文化に関わる学習内容を積極的に取り入れた授業を行います。

◎和太鼓や三味線、箏（そう）を用いた体験的な学習や地域の伝統・文化を守る方との交流を通して、自国や地域の伝統と文化の理解を図る活動を進めます。

〔地域活動協力者や伝統･文化活動の団体を活用した体験的な活動を推進〕

②英語教育と国際理解教育の推進【指導室】

◎全ての小・中学校にＡＬＴ（外国語補助指導員）を配置し、児童・生徒に生きた英語に接する機会や異文化理解を促し、国際感覚を醸成する取り組みを積極的に推進します。

〔ALTや英語活動補助指導員を活用した小学校1年生からの英語活動を実施〕

◎タブレット端末を活用して英語教育の多様な活動ができるよう教育環境を整備します。

〔全ての小･中学校に英語のデジタル教科書を配備し、主体的な学びを向上〕

③言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成【指導室】

◎言語活動を各教科等で取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図ります。

◎学習活動の中で対話的な学習活動を積極的に取り入れます。

〔主体的･対話的で深い学びを全ての教科等で実施し、言語活動を充実〕

Ⅲ　信頼される学校づくり～教育環境の整備～

１　各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

（１）校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化

①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善【指導室】

◎各種調査を活用した授業改善のサイクルを全校で確立します。

〔校長会･副校長会において｢社会に開かれた教育課程｣についての説明を実施〕

◎学校評価の結果と多面的な改善策を、２月末までに学校便りや学校ホームページ等で保護者や地域に公表します。

〔学校評価を2月末までに公表した学校の割合100％〕

〔教育課程届け出の時に、学校評価の内容を反映させた変更点について確認〕

②組織体としての学校機能の強化【指導室】

◎学校経営の支援機能の強化、分掌組織の改善や校務支援システムの活用による校務の効率化などの校務改善を推進します。

〔教員の時間外在校等時間月上限45時間▼ライフワークバランスの満足度前年度比7ポイント以上▼新規採用教員及び異動者を対象とした校務支援システム活用研修に対象教員全員が受講〕

◎組織的な学校運営のあり方について、各職層を対象に研修会を開催し、教員の意識改善を図ります。

〔副校長研修、学校マネジメント講座の内容について校務に生かしたいと回答した教員の割合の80％以上〕

（２）これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上

①教員の授業改善、指導力の向上の推進【指導室】

◎授業改善研究会の内容を充実させて、教員一人ひとりの指導力を向上します。

〔授業改善研究会各部会で教師の主体性をもたせた研究による教科の専門性を向上〕

◎校務への活用状況を指針として、教員研修の内容を不断に見直します。

〔東久留米研修案内「くるナビ」を活用した教員の研修参加率80％以上〕

〔指導室で実施している全ての研修の内容について校務に生かしたいと回答した教員の割合75％以上▼校内OJTを実施した学校の割合100％〕

◎指定研究校制度を通じ、児童・生徒の指導方法の研究を支援します。

〔研究奨励校・研究推進校の研究発表会に参加し、研究内容を校内に還元した学校80％以上〕

②教育センターの機能の充実【指導室】

◎多角的に児童・生徒、教員、保護者を支援するために、学校支援や教育相談、児童・生徒支援の各機能を整備・強化します。

〔児童・生徒及び保護者に本市の教育相談体制を紹介する▼中央相談室・滝山相談室と連携を図る〕

◎教育相談員が児童・生徒の個々のケースに応じて迅速に対応します。

〔教育相談員を対象とした研修会を２回以上実施▼特別支援学級（固定学級、通級指導学級、特別支援教室）と教育相談室の連絡会を１回以上実施〕

２　特別支援教育の充実

（１）特別支援教育の充実

①個に応じた就学の推進【指導室】

◎就学支援シートや学校生活支援シートを活用し、未就学段階から中学校卒業まで一貫して見守る体制の整備を進めます。

〔就学支援シート・学校生活支援シートの作成数〕

〔就学支援シートや学校生活支援シートを家庭と一緒に作成し、目指す児童・生徒の姿を共有〕

◎小学校から中学校、在籍学級から特別支援学級などの円滑な接続を図るため、就学相談判定会を入級予定校で開催し、一人ひとりの学習指導の状況について共有を図ります。

〔一人ひとりのニーズに応じた就学相談判定会のあり方についての改善〕

◎保護者との連携により、障害のある子どもたちの登下校の安全体制を構築します。

〔効率の良い安全な登下校のバスの運行を毎年度見直し〕

②特別支援教育の充実【指導室】

◎教員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、関連する研修の充実を図るとともに、専門家による巡回を行います。

〔特別支援教育に関する研修の内容について教員の満足度80％以上▼ステップくるめ稼働状況〕

〔全ての小・中学校へのステップくるめの派遣▼教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施による専門性の向上〕

◎在籍学級と特別支援教育の連携を充実させます。

〔特別支援教室に関する研修を2回以上行い、巡回指導教員との連携による効果的な支援を推進〕

◎「東久留米市第２次特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育を推進します。
〔東久留米市第2次特別支援教育推進計画の推進▼点検評価報告書の評価を生かし推進計画の取組状況を年間2回以上確認〕

③外国につながる児童・生徒の支援【指導室】
◎日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導を支援します。
〔学校からの要請に応じて早期に日本語学習指導講師を派遣〕
◎外国にルーツのある児童・生徒への支援にあたっては、民生児童委員や各種ボランティア団体との連携を図ります。
〔当該学校におけるタブレット端末の効果的な活用及び関係機関と連携した学習支援を支援〕

３　安全・安心な学校づくり

（１）地域や外部人材を生かした体験活動の充実　【指導室】

◎全ての小・中学校で地域や外部人材を生かした体験的な学習活動を実施します。
〔教育活動協力者の活用実績を各学期末に校長会等で周知▼土日の移行等による中学校部活動における外部指導員の活用の向上〕
◎地域の農業や伝統・文化に関しての教育活動を進めます。
〔東京都の事業を活用し、学校の実態に応じた教育活動協力者による指導の推進〕

（２）地域や保護者と連携した防災教育【指導室】

◎東京都教育委員会が発行する指導資料等を活用し、児童・生徒の防災意識を高め、啓発活動を進めます。
〔「防災ノート～災害と安全～」を活用し、防災に対する意識を醸成〕
◎毎月実施する避難訓練の内容の充実を図るとともに、地域団体等と連携した防災訓練への児童・生徒の参加を奨励します。
〔避難訓練の年間計画を教育課程で確認し、Jアラート対策を含む様々な想定を毎月１回以上実施〕

（３）通学路の安全対策【学務課】

◎子どもたちの安全な通学を確保するため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を実施し必要に応じた対策を講じていきます。

４　質の高い教育の基盤となる環境の整備

（１）着実かつ効果的な施設保全の実現【教育総務課】

◎施設の老朽化に対応するための改修を実施するとともに、小中学校のトイレ改修及び小学校体育館へのエアコン設置に取り組みます。
〔第五・第六・第七小学校及び久留米・東中学校耐力度調査、第六小学校給食配膳室内部改修、第九小学校東校舎棟（中規模改修）、第一小学校トイレ洋式化設計委託、小学校体育館エアコン設置（年度末の小・中学校体育館空調整備率100％）〕
◎３５人学級の実施に対応するため、必要な普通教室等の整備を行います。
〔第五小学校普通教室整備工事、小山小学校増改築工事、南中学校普通教室化設計委託〕

（２）学校の適正規模・適正配置の実施　【学務課】

◎児童・生徒数の将来推計や地域の状況等を注視し、必要に応じてその対応を検討します。
〔児童・生徒数の将来推計及び地域状況の把握〕

Ⅳ　生涯学習社会の構築～生涯学習～

１　生涯にわたる学習活動の充実

（１）学習・交流の機会の提供と環境の整備【生涯学習課】

◎市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かし、独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていきます。

〔ホール事業を7回以上、生涯学習事業を20回以上実施〕

◎市のホームページ、生涯学習センターのホームページなどを活用して各種情報の提供をするとともに、市民に生涯学習事業を周知するため一括掲載したカレンダー（生涯学習関連事業日程）の発行を継続していきます。また、指定管理者による「まろにえ通信」やソーシャルメディアの運営により、広く情報提供・情報発信を行っていきます。

〔まろにえ通信を四半期ごとに発行、イベント情報を月１回以上SNSで発信〕

２　地域教育力の再構築と地域課題の解決

（１）地域教育力の再構築と地域課題の解決　【生涯学習課】

◎小・中学生を対象とした体験型事業を指定管理者、文化協会などとともに推進し、子どもたちの可能性を伸長できるよう努めていきます。

〔体験型事業の実施〕

◎市民大学事業（中期コース・短期コース）に市民ニーズを反映させた拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。

〔市民大学事業(中期コース)15回開催〕

(2)放課後子供教室の推進

◎放課後子供教室は令和３年度から新たな運営方法により全校で実施しており、放課後子供教室運営委員会等でご意見をいただきながら事業を実施していきます。

また、地域との協働としてボランティア等による地域住民・企業との交流活動を実施していきます。

〔市内全小学校において放課後子供教室を実施し、地域住民･企業との交流活動として3団体以上との連携を図る〕

３　図書館サービスの充実

（１）図書館サービスの充実

①資料・情報提供の充実と学習支援【図書館】

◎生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館サービスを提供します。
広範な世代の情報リテラシー支援を充実し、情報へのアクセス機会を提供します。

〔図書館ホームページの充実、レファレンス１０％％増、利用者登録数１０％増、貸出数１０％増〕

◎収集方針に基づき多様な資料を収集・整理・保存します。媒体の変化に伴う資料提供と保存を検討します。

〔提供媒体の検討、提供方法の検討〕

◎図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用できる図書館サービスを提供します。新たな情報機器や情報サービスの利用を進めるとともに、サービスの周知を図ります。

〔図書館ホームページの充実、サービスの周知、読書バリアフリー法に関する対応〕
◎市民交流と読書推進の場として、図書館を知り・楽しみ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施します。
〔図書館フェスの継続実施〕

②地域資料・行政資料の収集・保存【図書館】
◎市に関する資料の収集と保存を継続します。また、関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集及び提供を行います。
〔東久留米市立図書館地域資料収集基準に基づく資料の収集・保存〕
◎市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」を継続し、記録冊子を発行します。また、地域資料に関する事業を実施します。
〔「語ろう!東久留米」の実施及び記録冊子の発行、地域資料展の実施〕

③子ども読書活動の推進【図書館】
◎「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進します。
〔指定管理者による読書活動推進事業の実施、子ども読書応援団の運用（登録・講座・派遣等）、児童書貸出数１０％増〕
◎読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みを実施します。
〔読書活動支援に関する専門性の向上、多様な資料の紹介、貸出（ＤＡＩＳＹ図書の貸出含む）〕
◎学校と連携し、児童生徒の読書活動を支援します。

④効率的で持続可能な図書館運営の推進【図書館】
◎市と指定管理者との役割を踏まえた運営形態による事業を実施します。

４　文化財の保護と活用

（１）文化財の調査と保護の推進　【生涯学習課】

◎文化財保護意識の普及を図り、郷土への関心と理解を深めるため、ホームページの情報の充実、新たな情報発信方法の検討や文化財説明板の設置及び老朽化した既存の説明板について補修を行っていきます。また、所蔵する古文書や民具等の文化財についても調査・研究を推進します。
〔出版物「くるめの文化財」の編集･発行〕
◎川岸遺跡をはじめ近年実施された埋蔵文化財の発掘調査による出土遺物など、新たに増加する文化財資料の収蔵場所を確保します。

（２）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進【生涯学習課】

◎無形民俗文化財の継承のため、お囃子の太鼓や衣装などの修繕費の補助及び支援に努めます。また、国や都からの補助金の活用などを調査していきます。
◎郷土資料室等を利用し、子どもたちや市民を対象とした企画展示・講座を実施します。
〔昆虫標本の展示などの実施〕

５　市民スポーツの振興	
	（１）市民スポーツの振興
	①スポーツ事業の充実【生涯学習課】 ◎市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に、指定管理者や体育協会とともに努めます。 ◎障害者スポーツの教室事業などを開催し、普及啓発に努めます。 〔市町村ボッチャ大会の開催〕 ◎小学生を対象とし、継続した運動のきっかけづくりや運動能力の向上に資するための事業を推進します。 〔子どもの体力･運動能力向上事業（3種目･各8回）の実施〕 ◎スポーツ健康都市宣言を行った１０月１日からスポーツの日である１０月第２月曜日を中心とした一定期間、庁内及び関係機関等と連携してスポーツや健康に関するイベントを取りまとめて発信します。 〔スポーツ健康ウィーク東久留米の実施〕
	②スポーツ環境の整備【生涯学習課】 ◎施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。 ◎指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かしながら、施設の安全で安定的な管理を促進します。 ◎スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します。 〔誰でも気軽に楽しめるニュースポーツデーを毎月開催〕

※本文の表記について

原則「最新用字用語ブック（第６版）」（時事通信社編）に拠っていますが、一部、固有名詞については原文を生かしています（例：本文中は「子ども」と表記し、「放課後子供教室」は文科省固有の事業名であるため「子供」を使います）。